山口市柔剣道場

種別		使用料																				
		午前	5	時	か	ら	午前	9	時	か	ら	午彳	後	1	時	か	ら	午後	5	時	か	ら
		午前	9	時	ま	で	午後	1	時	ま	で	午往	发	5	時	ま	で	午後	9	時	ま	で
柔	専用利用		8	1	0	円		8	1	О	円			8	1	О	円		8	1	О	円
道	個人利用	大人					大人					大	人					大人				
場				2	О	円			2	0	円				2	О	円			2	О	円
剣		小人					小人					小,	人					小人				
道				1	0	円			1	О	円				1	О	円			1	О	円
場																						

備考

- 1 使用料は、表の区分ごとに徴収するものとし、各区分にまたがる場合は、該当する区分の合計額とする。
- 2 表にいう大人及び小人とは、次に掲げる者をいう。

大人 高校生以上の年齢該当者

小人 大人以外の者